

環境法令サポート リニューアル版 ～データベース・マンスリーレポート閲覧～ 操作手順書

初版:2024年12月11日
第2版:2024年12月16日

株式会社環境ビジネスエージェンシー

1. リニューアルの概要について [p.3](#)
2. 「環境法令サポート（リニューアル版）～ログイン方法～」 [p.6](#)
3. 「マンスリーレポート」～閲覧方法～ [p.11](#)
4. 「法令データベース」～閲覧方法～ [p.16](#)
5. 「法令データベース」～操作方法～ [p.26](#)
6. 「ユーザー管理」 マルチ契約のお客様 **【重要】** [p.27](#)
7. よくある質問（FAQ） [p.32](#)
8. お問い合わせ先 [p.37](#)

1. リニューアルの概要について

2. 「環境法令サポート（リニューアル版） ～ログイン方法～
3. 「マンスリーレポート」 ～閲覧方法～
4. 「法令データベース」 ～閲覧方法～
5. 「法令データベース」 ～操作方法～
6. 「ユーザー管理」 マルチ契約のお客様 【重要】
7. よくある質問（FAQ）
8. お問い合わせ先

「環境法令.com」及び「環境法令サポート」のリニューアルの概要は以下の通りです。

内容	環境法令サポート 閲覧サイト	環境法令サポート 購入サイト・会員様専用サイト	環境法令.com WEBサイト
リニューアルの ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ■ 閲覧サイトURLの変更 ■ データベース及びマンスリーレポートをExcelからWEB閲覧方式に変更 ■ マルチ契約時の追加ID情報登録他 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 購入サイト・会員様専用サイトURLの変更 ■ 契約更新手続き画面及び操作方法の変更 ■ 請求書発行の変更 (お客様によるダウンロード) ■ 領収書発行が可能 (ダウンロード) ■ 退会手続き方法の変更 他 	<ul style="list-style-type: none"> ■ デザイン及びコンテンツを更新 他
参照マニュアル	環境法令サポート リニューアル版 ～データベース・マンスリーレポート閲覧～ 「操作手順書」	本マニュアル	—

※ 本資料に掲載のリニューアル版の画面はイメージです。現在開発中のため多少レイアウト等が変更になる場合がございます。

項目	現在	リニューアル後
サイト	〈ダウンロードサイト〉 https://kankyohourei.com/order/	〈閲覧サイト〉 https://law.kankyohourei.com/login
データベース/マンスリーレポート 閲覧方法	Excelファイルをダウンロードし閲覧	WEBサイト上での閲覧
データベース 提供コンテンツの差異	「法規要約」あり	「法規要約」削除 ※ Excel版での法規要約へのリンクはすべて法規本文に変更
【マルチ契約のお客様】 追加ID分のログイン情報登録	—	追加ID分のログイン用メールアドレス/パスワードの登録が必要 ……本マニュアル <p>p.29</p> 参照
無料お試し版の提供	無料サンプル版の提供あり	※ 当面の間はWEBミーティング形式でのデモ対応（無料）

1. リニューアルの概要について

2. 「環境法令サポート（リニューアル版）～ログイン方法～

3. 「マンスリーレポート」～閲覧方法～

4. 「法令データベース」～閲覧方法～

5. 「法令データベース」～操作方法～

6. 「ユーザー管理」 マルチ契約のお客様 【重要】

7. よくある質問（FAQ）

8. お問い合わせ先

- ▶ **①会員様専用サイト** <https://store.kankyohourei.com/mypage/login> にアクセスします。
※ 環境法令サポート閲覧サイト (<https://law.kankyohourei.com/login>) ではございませんのでご注意ください。
- ▶ ログイン画面が表示されたら、**②メールアドレス/パスワードを入力し**、**③「ログイン」をクリック**します。
- ▶ 環境管理ツール「環境法令サポート」標品一覧が表示されたら、**④「法令サポートサイト」をクリック**します。
- ▶ ログイン画面が表示されたら、**⑤メールアドレス/パスワードを入力し**、**⑥「ログイン」をクリック**すると、法令サポートサイト画面が表示されます。

②

メールアドレス

パスワード

次回から自動的にログインする

③ ログイン

ログイン情報をお忘れて
すか？

④

環境法令.com

法令サポートサイト

マイページ ログアウト

順法管理ツール「環境法令サポート」商品一覧

10法令対応 自由選択	15法令対応 自由選択	全法令対応 56法令	全法令対応 56法令
ミニ	セレクト	シングル	マルチ
必要最低限の法令を自由に 選択できる、 中小事業者様向けの特別セ ットです。	必要最低限の法令を自由に 選択できる、 中小事業者様向けの特別セ ットです。	当社提供の全法令に対応。 標準的なセットです。	当社提供の全法令に対応。 複数の事業所でご利用にな る場合に選んだ特別セット です。
¥11,000 ~	¥16,500 ~	¥52,800	¥96,800 ~

⑤

ログイン

メールアドレス

パスワード

⑥ ログイン

- ▶ 上記⑥でログインできなかった場合は、ログイン画面 (<https://law.kankyohourei.com/login>) を開き、ページリロード (再読込・更新) を行ってから再度ログインをお試しください。
- ▶ ログインできた方は、次回より、p.8の方法でログインが可能となります。

- ▶ <https://law.kankyohourei.com/login> にアクセスすると下記ログイン画面が表示されます。
- ▶ 現在お使いの「メールアドレス」、「パスワード」を入力し、**「ログイン」をクリック**すると「環境法令サポート」トップ画面が表示されます。

【ログイン画面】

ログイン

メールアドレス

パスワード

ログイン

【環境法令サポート トップ画面】

順法管理ツール「環境法令サポート」

ホーム

有効期限：2999年12月31日

ご契約内容の確認

マンスリーレポート 見る >

法令データベース 見る >

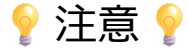
ユーザー管理 管理 >

— 新着ニュース

2024-11-13 テストです NEW

— 重要なお知らせ

2024-11-13 重要なお知らせです NEW



注意

▶ 同一のメールアドレス/パスワードで同時ログインはできません。

既にログインされている状態で、ログインすると、「このアカウントは既に別の場所でログインしています」と表示されます。

※ ログイン状態で1時間以上、操作がない場合は自動でログアウトされますが、閲覧を終了される場合は「ログアウト」することを推奨します。

The screenshot shows a login form with the following elements:

- Title: ログイン
- Label: メールアドレス
- Input field: Empty text box for email address.
- Label: パスワード
- Input field: Empty text box for password.
- Error message: このアカウントは既に別の場所でログインしています。 (This account is already logged in from another location.)
- Button: ログイン (Login)

- ▶ 環境法令サポートのトップ画面は以下のような構成になっております。

- ▶ ご契約内容の確認ができます

- ▶ マンスリーレポートのトップ画面へ ... [p.12](#)

- ▶ 法令データベースのトップ画面へ ... [p.17](#)

- ▶ マルチ契約の場合の追加ID分のログイン情報登録画面へ ... [p.29](#)

- ▶ 新着ニュースを掲載します

- ▶ 重要なお知らせを掲載します

「新着ニュース」、「重要なお知らせ」には、無料セミナーのご案内や最新情報等を掲載する予定です。ぜひご確認ください。

1. リニューアルの概要について
2. 「環境法令サポート（リニューアル版）～ログイン方法～

3. 「マンスリーレポート」～閲覧方法～

4. 「法令データベース」～閲覧方法～
5. 「法令データベース」～操作方法～
6. 「ユーザー管理」 マルチ契約のお客様 【重要】
7. よくある質問（FAQ）
8. お問い合わせ先

順法管理ツール「環境法令サポート」

有効期限：2999年12月31日 [ご契約内容の確認](#)

ホーム

- マンスリーレポート [見る >](#)
- 法令データベース [見る >](#)
- ユーザー管理 [管理 >](#)

— 新着ニュース

2024-11-13 [テストです](#) NEW

— 重要なお知らせ

2024-11-13 [重要なお知らせです](#) NEW

- ▶ 環境法令サポートのトップ画面で、①「マンスリーレポート」をクリックすると、「マンスリーレポート」のトップ画面に移行します（下図）。
- ▶ ②閲覧したいマンスリーレポートをクリックします。

環境法令サポートマンスリーレポート

[ホーム](#) / [マンスリーレポート](#)

2024-11-13

2024年10月度

[このレポートを見る >](#)

2024-10-11

2024年9月度

[このレポートを見る >](#)

2024-09-12

2024年8月度

[このレポートを見る >](#)

従来のマンスリーレポート

どの法令の改正情報があるのか
最後までスクロールする必要があった！

区分	NO	法令名	公布日 公表日	法律	施行令	施行規則	地 政 省 令	参 考	施行日・適用日、 政省令告示等名称・番号 制定・改正の主な内容
地球環境	010	環境基本法							
	020	環境配慮契約法							
	030	低炭素投資促進法							
	050	生物多様性関係法令							
	060	環境配慮促進法							
	065	環境教育促進法							
	070	グリーン購入法							
	110	地球温暖化対策推進法							
	111	オゾン層保護法							
	120	省エネルギー法							
	125	建築物省エネ法							
	130	水銀汚染防止法	9/27						○(参考)中環審「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第三次答申)」 主な答申内容は以下の通り ・水銀排出施設に「石炭ガス化複合発電施設(IGCC)施設」を追加。要排出抑制施設の追加については「フェロアロイ製造施設、ハイオマスマルチ炉施設等の追加」については検討を実施 ・排出基準の見直しについては、セメントクリンカー製造設備は現行基準を維持、非鉄金属製造施設は排出基準を強化 ※本件に係る情報は以下の環境省ホームページで閲覧できます https://www.env.go.jp/press/press_03768.html
	420	フロン排出抑制法	9/5						○(参考)フロン排出抑制法に係る指定製品の製造業者等の判断の基準に対する環境大臣意見の提出 指定製品の製造業者等の判断の基準の改正案に対して、経済産業大臣に対して環境大臣から意見が提出された ※本件に係る情報は以下の環境省ホームページで閲覧できます https://www.env.go.jp/press/press_03663.html
工場公害防止	100	公害防止組織法							
	101	工場立地法							
大気	200	大気汚染防止法	9/27					○(参考)中環審「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十五次答申)」について 主な答申内容は以下の通り ・特殊自動車の排出ガス低減対策について、定格出力19kW以上560kW未満のディーゼル特殊自動車について、PN(PMの粒子数)規制を導入、PMの質量規制(従来規制)の許容限度目標値を強化 ・今後の検討課題については、微小粒子状物質等に関する対策、 PM₁₀・PM_{2.5}の削減に関する施策について重点的に検討 ※本件に係る情報は以下の環境省ホームページで閲覧できます https://www.env.go.jp/press/press_03767.html ※本答申(案)は以下のパブリックコメントWebサイトで閲覧できます https://public-comment.gov.go.jp/qcm/1040701?ASSNAME=PCMI1040&id=195240013&Mode=1 上記に関して「今後の自動車排出ガス低減対策について(第十四次答申)」に基づき、ガソリン・LPGを燃料とする特殊自動車の排出ガス規制、プロパンガス(原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガス)の大気開放の禁止、に係るオフロード法関係告示が改正される ・新型車については令和8年10月1日から、継続生産車については令和9年10月1日から適用される予定 ※本件に係る情報は以下の環境省ホームページで閲覧できます	

リニューアル後のマンスリーレポート

ここがポイント！

法令区分を上部に集約し、改正情報ありの法令区分のみ強調表示！
見たい改正情報を2回のクリック操作で閲覧が可能です！

環境法令サポートマンスリーレポート (2024年##月官報公示分)

ホーム / マンスリーレポート / 202405

①②・・・は
改定数を表します

総論 ②	地球環境 ①	工場公害防止	大気	水質 ②
騒音振動	悪臭	土壌	化学物質 ①	廃棄物等
リサイクル	その他			

総論

010 環境基本法

公布日・公表日 2024-05-13	種別 参考	分類 ○：環境マネジメント上重要・有用な改正
-----------------------	----------	---------------------------

(参考) 第六次環境基本計画の閣議決

💡 ここがポイント！ 💡

最後までスクロールしなくても2回のクリックで改正情報が確認できます

総論 2 1	地球環境 1	工場公害防止	大気	水質 2
騒音振	悪臭	土壌	化学物質 1	廃棄物等
リサイクル	その他			

「総論」に区分される改正情報がある法令名がポップアップ表示される

総論の改正一覧

010	環境基本法	1
060	環境配慮促進法	1 2

閉じる

総論

— 010 環境基本法

公布日・公表日	種別	分類
2024-05-13	参考	○：環境マネジメント上重要・有用な改正

(参考) 第六次環境基本計画の閣議決

環境基本計画は、環境基本法に基づき、政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもので、6年程度をめぐりに改正されており、第五次環境基本計画は平成30年4月に策定された。第六次計画は2030年を目標としている

※本情報は以下の環境省ホームページで閲覧できます

https://www.env.go.jp/press/press_03210.html

改正情報が表示されます！

▶ 改正内容の表示は、以下のようなレイアウトに変更になります。

操作方法

◎:新規制定 ○:環境マネジメント上重要・有用な改正 △:軽微な改正 ×:法令の廃止

Excel版

区分	NO	法令名	公布日・公表日	法律	施行令	施行規則	他政省令	告示	参考	施行日・適用日、 政省令告示等名称・番号 制定・改正の主な内容
総論	010	環境基本法	6/17					○		(適用日:2024.6.17)【河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件(平成21年3月環境省告示第14号)】(環境省告示第42号)

WEB版

— 010 環境基本法

公布日・公表日 2024-06-17	種別 告示	分類 ○:環境マネジメント上重要・有用な改正
------------------------------	-----------------	----------------------------------

種別
法律
施行令
施行規則
他政省令
告示
参考

分類
◎:新規制定
○:環境マネジメント上、重要・有用な改正
△:軽微な改正
×:法令の廃止

1. リニューアルの概要について
2. 「環境法令サポート（リニューアル版）～ログイン方法～
3. 「マンスリーレポート」～閲覧方法～

4. 「法令データベース」～閲覧方法～

5. 「法令データベース」～操作方法～
6. 「ユーザー管理」 マルチ契約のお客様 【重要】
7. よくある質問（FAQ）
8. お問い合わせ先



- ▶ 環境法令サポートのトップ画面で、①「**法令データベース**」をクリックすると、「環境法令データベース」のトップ画面に移行します（下図）。
- ▶ 公開中のデータベースが表示されますので、②**最新のデータベース**をクリックします。
※ データベースの更新は年4回（4月,7月,10月,1月 各月の月末）

環境法令データベース

[ホーム](#) / [環境法令データベース](#)

2024年10月度



[このデータベースを見る >](#)

従来の環境法令サポート インデックス

「環境法令サポート」インデックス(2024年7月版)

閲覧したい法令ファイル名等をクリックすると、自動的にファイルが開きます

制定・改正の公布、施行、改正履歴シート等のメンテ実施
 順法管理上重要な制定・改正の公布、施行、重要なメンテ実施

法令ファイル	様式リンク情報	関連検索ガイド
サポートファイル	地方環境事務所組織規則	△
フォスリーンレポート	化学物質情報検索Web情報	地方条例リンク集
トラブル時の対応	その他Web情報	△

法令ファイル ※不要な法令ファイル名称等がある場合、行を削除してご利用下さい

区分	番号	法令名称	作成日・更新日	
総論	010	環境基本法	2024/07	
	020	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)	2024/01	
	030	エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(低炭素投資促進法)	2024/04	
	050	生物多様性関係法令	2024/07	
	060	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)	2024/01	
	065	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育促進法)	2022/07	
	070	国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)	2024/04	
	110	地球温暖化対策の推進に関する法律(温暖化対策推進法)	2024/07	
	地球環境	120	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネルギー法)(1)	2024/04
		121	省エネルギー法(2)-関係省令・告示集-	2024/04
		125	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)	2024/07
130		水質による環境の汚染の防止に関する法律(水質汚染防止法)	2024/07	
420		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)(旧:フロン回収破壊法)	2024/04	
工場公害防止		100	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織法)	2024/04
		101	工場立地法	2022/10
大気		200	大気汚染防止法(1)	2024/07
		200	大気汚染防止法(2)-法令改正情報-	2023/07
		201	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)	2024/04
		203	ダイオキシン類対策特別措置法	2024/07
水質	209	水循環基本法	2024/04	
	210	水質汚濁防止法(1)	2024/07	
	210	水質汚濁防止法(2)-法令改正情報-	2022/07	
	211	湖沼水質保全特別措置法	2024/04	
	212	瀬戸内海環境保全特別措置法	2023/04	
	213	浄化槽法	2024/07	
	214	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海洋汚染防止法)	2024/07	
	215	工業用水法	2022/07	
	216	河川法<水利使用関係>	2024/04	
	217	下水道法	2024/04	
音・振動	220	騒音規制法	2024/01	
	221	振動規制法	2024/01	
放射	222	放射線法	2024/07	
	222	廃棄物処理法	2024/07	
土壌	230	土壌汚染対策法(1)	2024/07	
	231	土壌汚染対策法(2)-法令改正情報、通知文等資料関係-	2024/01	
	240	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(農用地汚染防止法)	2022/07	
	240	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	2024/04	
化学物質	300	農薬及び農薬取締法	2024/07	
	311	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)(1)	2024/07	
	312	化審法(2)-改正情報、関係省令、告示-	2024/07	
	315	農薬取締法	2024/04	
	320	消防法<危険物関係>(1)	2024/07	
	321	消防法<危険物関係>(2)-消防法本文、関係省令、告示等-	2024/07	
	325	高圧ガス保安法	2024/07	

リニューアル後の環境法令サポート インデックス

従来のレイアウトを踏襲し操作性を維持

環境法令データベース

ホーム / 環境法令データベース / 202407

法令区分は上部に集約!

法令一覧 >	サポート情報 >	様式リンク情報 >	地方環境事務所組織規則 >
化学物質情報検索Web情報 >	その他Web情報 >	地方条例リンク集 >	

- ❗ ... 順法管理上重要な制定・改正の公布、施行、重要なメンテ実施
- ✔ ... 制定・改正の公布、施行、改正履歴シート等のメンテ実施

一 法令一覧

区分	番号	法令名称	作成日・更新日
総論	010	環境基本法 >	2024年07月
	020	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法) >	2024年07月
	030	エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(低炭素投資促進法) >	2024年07月
	050	生物多様性関係法令 >	2024年07月
	060	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法) >	2024年07月
	065	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育促進法) >	2024年07月

従来の環境法令サポート 法令メニュー

環境法令サポート

110: 温暖化対策推進法

last update 2024/07/16

[インデックスへ戻る](#)

[施設別適用法令早見表へ](#)

[施設別法的要求事項早見表へ](#)

contents

- [法適用チェック表](#)
- [早見表目次](#)
- [法的要求事項早見表](#)
- [改正履歴](#)
- [法令目次](#)
- [法規要約](#)
- [法規本文](#)

data

- [お役立ちWeb情報](#)
- [通知文](#)
- [温室効果ガス排出量算定方法](#)
-
- [順法状況点検表](#)

[改正温対法\(2021.6.2\)](#)

[改正令\(2021.11.8\)](#)

[改正温対法\(2022.6.1\)](#)

◆新規登録注目データ

[温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル\(Ver5.0\)\(令和6年2月の公表\)](#)

caution: 本商品に記載された事項は、著作物として著作権法により保護されていますので(ただし、法令、告示、行政通知など官報等で公知の情報となっているものを除きます)、記載内容の全部か一部かを問わず、電子ファイルあるいは印刷物として複製し、契約者以外の者に頒布、譲渡、貸与、販売すること及び転載、転用を禁止します。

従来のメニューの構成は「contents」「data」「その他リンク」の「横並び」の構成

リニューアル後の環境法令サポート 法令メニュー

110: 地球温暖化対策の推進に関する法律 (温暖化対策推進法)

ホーム / 環境法令データベース / 202407 / 地球温暖化対策の推進に関する法律 (温暖化対策推進法)

コンテンツ

- ・ [法適用チェック表](#)
- ・ [早見表目次](#)
- ・ [法的要求事項早見表](#)
- ・ [改正履歴](#)
- ・ [法令目次](#)
- ・ [法規本文](#)
- ・ [施設別適用法令早見表](#) ↗
- ・ [施設別法的要求事項早見表](#) ↗
- ・ [法規本文令の続き](#)
- ・ [施行令次の表](#)
- ・ [施行令別表1-12](#)

メニュー構成は「縦並び」に変更

従来の環境法令サポート 法適用チェック表

リニューアル後の環境法令サポート 法適用チェック表

温暖化対策推進法の適用を受けるか否かを確認するためのシート

注意このチェック表は、すべての該当要件について整理したものではありません。また、地方条例については記載していませんのでご注意ください。

[表紙へ](#)
[目次へ](#)

法適用の有無の考え方

- 特定排出者は、温室効果ガス排出量の国への報告について「温暖化対策推進法」の適用を受けることとなります。
- 特定排出者以外の一般の事業者については、努力義務として温室効果ガス排出量の削減に係る計画作成と実績の把握及び公表について「温暖化対策推進法」の適用を受けることとなります。

手順

- 省エネ法による第一種特定事業者又は第二種特定事業者、特定貨物輸送事業者、特定荷主等に該当しているかを確認してください。
- それ以外の事業所においては、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガス算定排出量が法定の事業活動において法定数量以上排出しているかどうかを確認してください。

[法定の活動（施行令別表7から別表13）](#)

省エネ法の適用状況	特定事業者等の区分、事業活動の区分等	法適用の有無
省エネ法の特定事業者に該当する	すべての事業所（連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む）の原油換算エネルギー使用量の合計量が1500キロリットル以上	特定排出者として「温暖化対策推進法」の適用を受ける
	特定貨物輸送事業者に指定されている	
	特定荷主に指定されている	
	特定旅客輸送事業者に指定されている	
省エネ法の特定事業者に該当していない	二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生するものを除く）の排出を伴う事業活動を行う事業者で、二酸化炭素の排出量に1を乗じて得た量が3000トン以上	特定排出者として「温暖化対策推進法」の適用を受ける
	メタンの排出を伴う事業活動を行う事業者で、メタンの排出量に25を乗じて得た量（二酸化炭素に換算した量）が3000トン以上	
	一酸化二窒素の排出を伴う事業活動を行う事業者で、一酸化二窒素の排出量に298を乗じて得た量（二酸化炭素に換算した量）が3000トン以上	
	ハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動を行う事業者で、ハイドロフルオロカーボンの排出量に地球温暖化係数を乗じて得た量（二酸化炭素に換算した量）の合計量が3000トン以上	
	パーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動を行う事業者で、パーフルオロカーボンの排出量に地球温暖化係数を乗じて得た量（二酸化炭素に換算した量）の合計量が3000トン以上	
	六ふっ化硫黄の排出を伴う事業活動を行う事業者で、六ふっ化硫黄の排出量に2280を乗じて得た量（二酸化炭素に換算した量）が3000トン以上	
	三ふっ化窒素の排出を伴う事業活動を行う事業者で、三ふっ化窒素の排出量に1720を乗じて得た量（二酸化炭素に換算した量）が3000トン以上	
二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生するものを除く）、メタン等の温室効果ガスの排出量（二酸化炭素に換算した量）が3000トン以上であるが、施行令で規定する事業活動を行う事業者ではない	特定排出者として「温暖化対策推進法」の適用を受けない（ただし、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を作成し、これを公表するように努める）	
施行令で規定する事業活動を行う事業者であるが、二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生するものを除く）、メタン等の温室効果ガスの排出量（二酸化炭素に換算した量）が3000トン未満である	特定排出者として「温暖化対策推進法」の適用を受けない	

[特定排出者](#)

[資料：温室効果ガス排出量算定方法](#)

[一般事業者](#)

[一般事業者](#)

110：地球温暖化対策の推進に関する法律（温暖化対策推進法）

ホーム / 環境法令データベース / 202407 / 地球温暖化対策の推進に関する法律（温暖化対策推進法）

最終更新日: 2024年11月15日

温暖化対策推進法の適用を受けるか否かを確認するためのシート

注意 このチェック表は、すべての該当要件について整理したものではありません。また、地方条例については記載していませんのでご注意ください。

法適用の有無の考え方

- 特定排出者は、温室効果ガス排出量の国への報告について「温暖化対策推進法」の適用を受けることとなります。
- 特定排出者以外の一般の事業者については、努力義務として温室効果ガス排出量の削減に係る計画作成と実績の把握及び公表について「温暖化対策推進法」の適用を受けることとなります。

手順

- 省エネ法による第一種特定事業者又は第二種特定事業者、特定貨物輸送事業者、特定荷主等に該当しているかを確認してください。
- それ以外の事業所においては、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガス算定排出量が法定の事業活動（[施行令別表7から13](#)）において法定数量以上排出しているかどうかを確認してください。

省エネ法の適用状況	特定事業者等の区分、事業活動の区分等	法適用の有無
省エネ法の特定事業者に該当する	すべての事業所（連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む）の原油換算エネルギー使用量の合計量が1500キロリットル以上	特定排出者として「温暖化対策推進法」の適用を受ける
	特定貨物輸送事業者に指定されている	

従来の環境法令サポート 法的要求事項早見表

リニューアル後の環境法令サポート 法的要求事項早見表

[温暖化対策推進法 要求事項早見表目次](#)

[表紙へ](#)
[早見表へ](#)
[法令目次へ](#)

区分	項目	内容
1. 一般責務		
	事業者等の責務	
	用語	
2. 一般事業者		
	取り組み事項	
3. 特定排出者、連鎖化事業者、特定輸送排出者		
	該当要件	
	用語	
	順守事項	温室効果ガス算定排出量の報告 特定事業所排出者 連鎖化事業者 特定輸送排出者 電子報告 省エネ法との関係
	温室効果ガス算定排出量の算定方法	特定事業所排出者 特定輸送排出者
	権利利益の保護に係る請求	

110 : 地球温暖化対策の推進に関する法律（温暖化対策推進法）

[ホーム](#) / [環境法令データベース](#) / [202407](#) / [地球温暖化対策の推進に関する法律（温暖化対策推進法）](#)

最終更新日: 2024年11月15日

[温暖化対策推進法 要求事項早見表目次](#)

区分	項目	内容
1. 一般責務		
	事業者等の責務	
	用語	
2. 一般事業者		
	取り組み事項	
3. 特定排出者、連鎖化事業者、特定輸送排出者		
	該当要件	
	用語	
	温室効果ガス算定排出量の報告	特定事業所排出者 連鎖化事業者 特定輸送排出者

従来の環境法令サポート 早見表目次

温暖化対策推進法(早見表)	注意)この早見表は、適用されるすべての法的要求事項をもれなく記載したものではありません。また、地方条例については記載されていませんのでご注意ください。		1. 一般責務	表紙へ
			2. 一般事業者	法適用チェック表へ
			3. 特定排出者等	目次へ 改正履歴へ

法的要求事項	法規要約リンク先
--------	----------

1. 一般責務			
事業者等の責務	事業者の責務	事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない	法5条(事業者の責務)
	温室効果ガスの排出抑制努力	事業者は、温室効果ガスの排出量の削減等に資する設備を選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない	法23条(事業活動に伴う排出削減等)
	製品等における取組み、情報の提供	事業者は日常生活用製品等の製造、輸入、販売、提供を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガス排出量がより少ない製品等の製造等を行うとともに、当該製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない	法24条(日常生活における排出削減への寄与)
	指針への対応	主務大臣は、温室効果ガスの排出量の削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出量の削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表する	法25条(排出削減等指針) (告示)事業者が講ずべき措置に関する指針
エネルギー供給事業者	エネルギー供給事業者は、その供給の相手方に対し、供給エネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならない	法35条(二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供)	
国民の責務	国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない	法6条(国民の責務)	

用語	地球温暖化	人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気中の温室効果ガスが増加し、地上気温が上昇する現象をいう	法2条1項(用語「地球温暖化」)
	地球温暖化対策	温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう	法2条2項(用語「地球温暖化対策」)
	温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)のうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボン(PFC)のうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素をいう ※H27.4.1から「三ふっ化窒素」が温室効果ガスに追加された	法2条3項(用語「温室効果ガス」)
	温室効果ガスの排出	人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る)を使用することという	法2条4項(用語「温室効果ガスの排出」)
	温室効果ガス総排出量	温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量の合計量をいう	法2条5項(用語「温室効果ガス総排出量」)
	地球温暖化係数	温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう 地球温暖化係数は温暖化をもたらす程度について二酸化炭素に対する比を示す数値として、メタンであれば25と定められている	法2条5項(用語「地球温暖化係数」) 令4条(地球温暖化係数)

2. 一般事業者			
取組み事項	削減計画	計画の作成	事業者は、その事業活動に関し温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画を作成し、これを公表するよう努める

リニューアル後の環境法令サポート 早見表目次

110: 地球温暖化対策の推進に関する法律 (温暖化対策推進法)

ホーム / 環境法令データベース / 202407 / 地球温暖化対策の推進に関する法律 (温暖化対策推進法)

最終更新日: 2024年11月15日

温暖化対策推進法 (早見表)

注意) この早見表は、適用されるすべての法的要求事項をもれなく記載したものではありません。また、地方条例については記載されていませんのでご注意ください。

1. 一般責務 2. 一般事業者 3. 特定排出者等 (順守事項)

1. 一般責務

		法的要求事項	法規本文リンク先
事業者等の責務	事業者の責務	事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない	法5条(事業者の責務)
	温室効果ガスの排出抑制努力	事業者は、温室効果ガスの排出量の削減等に資する設備を選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない	法23条(事業活動に伴う排出削減等)
	製品等における取組み、情報の提供	事業者は日常生活用製品等の製造、輸入、販売、提供を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガス排出量がより少ない製品等の製造等を行うとともに、当該製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない	法24条(日常生活における排出削減への寄与)

従来の環境法令サポート 法令目次

温暖化対策推進法 目次		法律目次	表紙へ
法律名	地球温暖化対策の推進に関する法律	旅行目次	早見表へ
公布日	公布：平成10(1998)年10月9日、法律第117号	旅行規則目次	通知文
		関係法令一覧	参考情報
条文番号	見出し	法規要約リンク	法規本文リンク
○法律 (平成10(1998)年10月9日、法律第117号)			
第1章 総則			
第1条	目的		第1条
第2条	定義	第2条	第2条
第2条の2	基本理念		第2条の2
第3条	国の責務	第3条	第3条
第4条	地方公共団体の責務	第4条	第4条
第5条	事業者の責務	第5条	第5条
第6条	国民の責務	第6条	第6条
第7条	温室効果ガスの排出量等の算定等	第7条	第7条
第2章 地球温暖化対策計画			
第8条	地球温暖化対策計画	第8条	第8条
第9条	地球温暖化対策計画の変更	第9条	第9条
第3章 地球温暖化対策推進本部			
第10条	地球温暖化対策推進本部の設置		第10条
第11条	所掌事務		第11条
第12条	組織		第12条
第13条	地球温暖化対策推進本部長		第13条
第14条	地球温暖化対策推進副本部長		第14条
第15条	地球温暖化対策推進本部員		第15条
第16条	事務		第16条
第17条	主任の大臣		第17条
第18条	政令への委任		第18条
第4章 政府実行計画、地方公共団体実行計画等			
第19条	国及び地方公共団体の施策		第19条
第20条	政府実行計画等		第20条
第21条	地方公共団体実行計画等		第21条
第21条の2	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例		第21条の2
第22条	地方公共団体実行計画協議会		第22条
法22条の2	地域脱炭素化促進事業計画の認定		第22条の2
法22条の3	地域脱炭素化促進事業計画の変更等		第22条の3
法22条の4	地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例		第22条の4
法22条の5	温泉法の特例		第22条の5
法22条の6	森林法の特例		第22条の6
法22条の7	農地法の特例		第22条の7
法22条の8	自然公園法の特例		第22条の8
法22条の9	河川法の特例		第22条の9
法22条の10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例		第22条の10
法22条の11	環境影響評価法の特例		第22条の11
法22条の12	援助		第22条の12
法22条の13	指導及び助言		第22条の13
法22条の14	報告の徴収		第22条の14

リニューアル後の環境法令サポート 法令目次

110: 地球温暖化対策の推進に関する法律 (温暖化対策推進法)

ホーム / 環境法令データベース / 202407 / 地球温暖化対策の推進に関する法律 (温暖化対策推進法)

最終更新日: 2024年11月15日

温暖化対策推進法 目次

法律名	地球温暖化対策の推進に関する法律
公布日	公布：平成10(1998)年10月9日、法律第117号

○法律 (平成10(1998)年10月9日、法律第117号)	
条文番号	見出し
第1章 総則	
第1条	目的
第2条	定義
第2条の2	基本理念
第3条	国の責務
第4条	地方公共団体の責務
第5条	事業者の責務

法規本文へのリンクは条文番号へ設定変更

従来の環境法令サポート 法規本文

環境化対策推進法 (本文)		環境化対策推進法 (本文)	
条	項	条	項
第1章 総則			
第1条			
この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかみ、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって居住及び将来の世代の健康で文化的な生活の確保に資するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。			
第2条			
1項	この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。		
2項	この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための措置をいう。		
3項	この法律において「 温室効果ガス 」とは、次に掲げる物質をいう。 一 二酸化炭素 二 メタン 三 一酸化二窒素		
四 ハイドロフルオロカーボンのうち、次に掲げるものをいう。		（温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン）	
		第1条	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十一年法律第二十三号）第四條の政令で定めるハイドロフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。 一 トリフルオロメタン（別名HFC-23） 二 ジフルオロメタン（別名HFC-32） 三 フルオロメタン（別名HFC-41） 四 1,1,1,2-ペentaフルオロエタン（別名HFC-125） 五 1,1,2,2-テトラフルオロエタン（別名HFC-134） 六 1,1,1,2-テトラフルオロエタン（別名HFC-134a） 七 1,1,2-トリフルオロエタン（別名HFC-143） 八 1,1,1,1-テトラフルオロエタン（別名HFC-143a） 九 1,2-ジフルオロエタン（別名HFC-152） 十 1,1-ジフルオロエタン（別名HFC-152a） 十一 フルオロエタン（別名HFC-161） 十二 1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン（別名HFC-227ea） 十三 1,1,1,3,3-ヘキサフルオロプロパン（別名HFC-236fa） 十四 1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン（別名HFC-236ea）

リニューアル後の環境法令サポート 法規本文

110: 地球温暖化対策の推進に関する法律（温暖化対策推進法）

ホーム / 環境法令データベース / 202407 / 地球温暖化対策の推進に関する法律（温暖化対策推進法）

最終更新日: 2024年11月15日

温暖化対策推進法 (本文)

法律				施行令（政令）				施行規則（省令）			
条	項	内容	リンク先	条	項	内容	リンク先	条	項	内容	リンク先
第1章 総則											
(目的)											
第1条		この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかみ、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって居住及び将来の世代の健康で文化的な生活の確保に資するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。									

従来通り「法律」「施行令（政令）」「施行規則（省令）」を並べて表示

1. リニューアルの概要について
2. 「環境法令サポート（リニューアル版）～ログイン方法～
3. 「マンスリーレポート」～閲覧方法～
4. 「法令データベース」～閲覧方法～

5. 「法令データベース」～操作方法～

6. 「ユーザー管理」 マルチ契約のお客様【重要】
7. よくある質問（FAQ）
8. お問い合わせ先

操作方法

前の画面に戻る



「ホーム」や「法令データベーストップ」、
「ページトップ」に戻る



横スクロールが必要な場合

操作方法

法律				施行令（政令）				施行規則			
条	項	内容	リンク先	条	項	内容	リンク先	条	項	内容	リンク先
第1章 総則											
(目的)								(用語)			
第1条		この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。						第1条		この省令で使用する用語は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）及び大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。	

〈横スクロール方法①〉
マウスを左クリックした状態で
左右へ動かす

〈横スクロール方法②〉
このボタンを
単押しもしくは長押しする

横スクロールで右端も表示！

1. リニューアルの概要について
2. 「環境法令サポート（リニューアル版）～ログイン方法～
3. 「マンスリーレポート」～閲覧方法～
4. 「法令データベース」～閲覧方法～
5. 「法令データベース」～操作方法～

6. 「ユーザー管理」 マルチ契約のお客様 【重要】

7. よくある質問（FAQ）
8. お問い合わせ先

順法管理ツール「環境法令サポート」

有効期限：2999年12月31日 [ご契約内容の確認](#)

[ホーム](#)

- [マンスリーレポート](#) [見る >](#)
- [法令データベース](#) [見る >](#)
- [ユーザー管理](#) [管理 >](#)



重要

▶ マルチの定義は、**原則、利用者1名に対し1つのIDが必要**になります。マルチ契約のお客様は**追加ID※分のログインID/PWを登録する**必要がございます。

※ 追加IDとは、

* マルチ2ID契約の場合、「基本ID:1 + 追加ID:1」・・・1つのID（メールアドレス）/PW登録が必要

* マルチ10ID契約の場合「基本ID:1 + 追加ID:9」・・・9つのID（メールアドレス）/PW登録が必要

▶ **「ユーザー管理」のメニューが表示されるのは、会員登録者（契約者）のみ**となります。会員登録者（契約者）がログインした画面からのユーザー登録となります。

※ ここで登録されたユーザーは「ユーザー管理」メニューには入れません。



▶ 環境法令サポートトップ画面の①「**ユーザー管理**」をクリックします。

▶ ユーザー管理画面が表示されたら、

②**名前**、

③**メールアドレス**、

④**パスワード**

を入力し、⑤更新ボタンをクリックします。

※ 追加ID分の数だけ入力枠が表示されます。

(例1) マルチ2ID契約・・・追加1ID分の入力枠

(例2) マルチ8ID契約・・・追加7ID分の入力枠



1. リニューアルの概要について
2. 「環境法令サポート（リニューアル版） ～ログイン方法～
3. 「マンスリーレポート」 ～閲覧方法～
4. 「法令データベース」 ～閲覧方法～
5. 「法令データベース」 ～操作方法～
6. 「ユーザー管理」 マルチ契約のお客様 【重要】

7. よくある質問（FAQ）

8. お問い合わせ先

No.	想定質問	回答
1	従来通りExcel版での提供は可能ですか？	Excel版での提供は、リニューアルと同時に終了致します。
2	現在、シングル契約だが、同一ID/PWで複数で利用することは可能ですか？	従来もリニューアル後も、利用規約上、原則、利用者1名に対して1IDとなっているため、複数での利用はできません。
3	WEB上のデータベースやマンスリーレポートをpdf等にダウンロードすることは可能ですか？	ダウンロードはできません。閲覧のみになります。
4	なぜ「法規要約」を削除したのですか？	法規要約と法規本文は、ほぼ同じ内容のため、リニューアル版では法規本文のみに統一いたしました。Excel版での法規要約へのリンクは、リニューアル版では法規本文に設定しております。
5	過去のデータベースも閲覧可能ですか？	最新のデータベースのみ公開となります。
6	過去のマンスリーレポートは閲覧可能ですか？	2024年度発行分についてはWEB版として閲覧可能です。それ以前のマンスリーレポートは年度毎にzipファイルとして保存しておりますのでダウンロードして閲覧頂くことは可能です。
7	今後、法令追加の予定はありますか？	現時点では法令の追加の予定はございません。
8	パスワードを忘れた場合どうすればよいですか？	パスワードを忘れた場合の再発行手続きは、P33を参照願います。

その他、よくある質問については、「環境法令.com」 <https://kankyohourei.com/qa.html> にも掲載してまいります

- ▶ パスワードを忘れた場合の対応について、「契約者様本人が忘れた場合」と「マルチ契約で契約者様以外の利用者様が忘れた場合」で対応方法が異なります。

① 契約者様本人とは

契約者様本人とは、

マイページ: <https://store.kankyohourei.com/mypage/login> の会員情報に登録されている方のことです。

都道府県を検索 ▼

市町村名 (例:大阪市北区)

番地・ビル名 (例:西梅田1丁目6-8)

電話番号 必須 例:1112223333

FAX

業種

メールアドレス 必須

確認のためもう一度入力してください

パスワード 必須

確認のためもう一度入力してください

② マルチ契約で契約者様以外の利用者様とは

マルチ契約で契約者様以外の利用者様とは、環境法令サポート閲覧サイト: <https://law.kankyohourei.com/login> の、ユーザー管理で登録された方のことです。

ユーザー管理

ホーム / ユーザー管理

名前	メールアドレス (ログインID)	パスワード	
			更新
			更新
			更新
			更新

① 「契約者様本人が忘れた場合」の対応方法


- ▶ 会員専用サイト: <https://store.kankyohourei.com/mypage/login> にアクセスし、ログイン画面が表示されたら、
①「ログイン情報をお忘れですか？」をクリックし、「パスワードの再発行画面」が表示されたら、②「メールアドレス」を入力し、
③「次へ」をクリックします。「パスワード再発行メールの送信が完了しました」の表示と同時に「パスワード変更のご確認」のメールが届きます。

メールアドレス
パスワード
 次回から自動的にログインする
ログイン
1 ログイン情報をお忘れですか？

パスワードの再発行
ご登録時のメールアドレスを入力して「次へ」ボタンをクリックしてください。
※パスワード再発行メールを送信します。メールの内容をご確認の上、新しいパスワードを登録してください。
2 メールアドレス 必須
3 次へ

パスワード再発行メールの送信が完了しました。
ご登録メールアドレスにパスワードを再発行するためのメールを送信いたしました。メールの内容をご確認いただきますようお願いいたします。※メールが届かない場合はメールアドレスをご確認の上、再度お試しください。

- ▶ ④メール本文中のURLをクリックすると、パスワード再発行（再設定）画面が表示されます。⑤「メールアドレス、新しいパスワードを入力」し、⑥「登録する」をクリックしてパスワードの変更は完了です。

パスワードを変更するには下記URL  クセスし、パスワードの再設定を行ってください。

<https://store.kankyohourei.com/.....>

※URLの有効期限は10分以内です。有効期限を過ぎますとURLは無効となりますので、その場合、もう一度最初から手続きを行ってください。

パスワード再発行(再設定)
5 メールアドレス 必須
パスワード 必須
6 登録する

②「マルチ契約で契約者様以外の利用者様が忘れた場合」の対応方法

- ▶ **契約者様**が、環境法令サポート:<https://law.kankyohourei.com/login> にアクセスし、ログイン画面が表示されたら、
①「メールアドレス/パスワード」を入力し、②「ログイン」をクリックし、「ホーム画面」が表示されたら③「ユーザー管理」をクリックします。

The image shows two screenshots from the Environmental Business Agency's website. The left screenshot is the login page with a 'ログイン' button and input fields for 'メールアドレス' and 'パスワード'. A red circle with the number '1' is over the email field, and another red circle with '2' is over the login button. A hand icon points to the button. The right screenshot is the '順法管理ツール「環境法令サポート」' home page. It has a 'ホーム' link, a '有効期限：2999年12月31日' indicator, and a 'ご契約内容の確認' button. Below are menu items: 'マンスリーレポート', '法令データベース', and 'ユーザー管理'. A red circle with '3' is over the 'ユーザー管理' item, with a hand icon pointing to it. A green callout box with a lightbulb icon says: '注意 ホーム画面で「ユーザー管理」のメニューが表示されるのは契約者様のメールアドレス/パスワードでログインした場合のみです'. There is also a '見る >' link next to '法令データベース' and a '管理 >' link next to 'ユーザー管理'.

- ▶ 下記画面が表示されたら、④パスワードを忘れた利用者の「パスワード」を入力し、⑤「更新」をクリックします。
※ パスワード入力時のみパスワードは表示された状態になります。

名前	メールアドレス (ログインID)	パスワード	
環境一郎	kankyo001@ebagency.jp	eba001	更新
環境三郎	kankyo002@ebagency.jp	更新
環境六美	kankyo003@ebagency.jp	更新
環境七美	kankyo004@ebagency.jp	更新

更新後に新パスワードを利用者様にお伝えください

1. リニューアルの概要について
2. 「環境法令サポート（リニューアル版） ～ログイン方法～
3. 「マンスリーレポート」 ～閲覧方法～
4. 「法令データベース」 ～閲覧方法～
5. 「法令データベース」 ～操作方法～
6. 「ユーザー管理」 マルチ契約のお客様 【重要】
7. よくある質問（FAQ）

8. お問い合わせ先

順法管理ツール「環境法令サポート」について、ご不明な点等ございましたら下記までお問合せください。

株式会社環境ビジネスエージェンシー

環境法令サポート事務局

担 当 : 横尾 (よこお) ・沼里 (ぬまり)

メールアドレス : hourei@ebagency.jp

電 話 番 号 : 03-3296-8655

※ 平日 (月~金) 10時~17時まで ※土日祝日、年末年始 (2024年12月28日~2025年1月5日) は休業